



災害廃棄物の処理基本協定

宮城県（以下「甲」という。）、東京都（以下「乙」という。）及び財団法人東京都環境整備公社（以下「丙」という。）は、宮城県において、東日本大震災により特に処理することが必要となった一般廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の処理（運搬、処分又は再生をいう。以下同じ。）を行うための基本的な事項に関し、次の条項により協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、被災地である宮城県における復旧・復興対策を迅速かつ円滑に遂行するため、災害廃棄物を適正に処理することを目的とする。

（災害廃棄物の処理）

第2条 甲は、災害廃棄物の処理を丙に委託することができる。この場合において、甲は、当該災害廃棄物の種類、数量その他必要な事項について、あらかじめ乙及び丙と協議し、その同意を得るものとする。

2 丙は、前項の規定に基づき甲から受託した災害廃棄物の処理を、第三者に委託し、処理できるものとする。

3 乙は、前項の規定に基づき丙が甲から受託した災害廃棄物の処理を委託することができる第三者（以下「再受託者」という。）について、災害廃棄物の処分又は再生の場所及び方法その他必要な事項を登録し、名簿を作成するものとする。この場合において、乙は、当該作成した名簿について甲及び丙に通知するものとする。

4 甲は、第1項の規定に基づき災害廃棄物の処理を丙に委託するに当たっては、前項本文の名簿に記載されたものの中から当該災害廃棄物の処分又は再生の場所及び方法を指定するものとする。この場合において、甲は、当該災害廃棄物の処分又は再生の場所及び方法の指定のために必要な事項について、乙に助言を求めることができる。

5 丙は、第1項の規定に基づき甲から受託した災害廃棄物の処理を行うに当たっては、前項の規定に基づき甲から指定された災害廃棄物の処分又は再生の場所及び方法により当該処理を行うために必要な再受託者との契約を書面により締結するものとする。

6 乙は、災害廃棄物の処理に関し、甲、丙及び再受託者間における必要な総合調整を行うものとする。

（処理に要する経費負担）

第3条 災害廃棄物の処理に要する経費は、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成23年11月24日から平成26年3月31日までとする。

(解除)

第5条 この協定は、甲乙丙協議の上、解除することができる。

2 甲、乙及び丙は、前項の規定によりこの協定を解除したことにより甲、乙又は丙のいずれかに損害を生じせしめても、それぞれ他の当事者に対し責めを負わないものとする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項については、甲乙丙協議の上、別に定める。

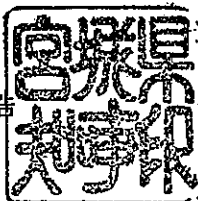
本協定の成立を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成23年11月24日

宮城県青葉区本町三丁目8番1号

甲 宮城県

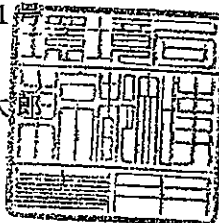
宮城県知事 村井 嘉浩



東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

乙 東京都

東京都知事 石原 慎太



東京都墨田区江東橋西1丁目26番5号

丙 財団法人東京都環境整備公社

理事長

